

第10回 江別市子ども・子育て会議要旨

開催日：平成27年2月13日（金）

時 間：午後3時～

場 所：江別市民会館37号室

1 開会

2 議事

○土渕会長：それでは、これより議事に入ります。まず、次第の2、①「（仮称）子ども・子育て支援事業計画書（素案）のパブリックコメントの結果について」事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：資料1「（仮称）子ども・子育て支援事業計画書（素案）市民意見募集結果について」に基づき説明。

○会長：ありがとうございました。10人の方から18件のコメントが出てきましたので、これを事務局の方で意見ごとに分類されていますけれども、ざっと目を通した中では、やはり金額、利用料の問題とか、このあたりが当然のごとく関心が高いということがうかがえましたし、他にも様々なご意見をいただいております。委員から質問等はございませんでしょうか。

Aの意見、Bの趣旨が既に内容に盛り込まれていると考えられるというご意見が6件ほどあり、その他多様なご意見が当然ながら出てきていますので、必ずしもこの今回の制度に直接的に反映されないものも含めて、今後他の計画、あるいはこの計画の展開について参考にできるご意見ということで10件ありますけれども、これらもせっかくのご意見ということですので、大事にさせていただいて、今後取り組んでいただきたいと思います。特に質問なければ次に進んでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○会長：それでは、②「教育保育施設等の利用者負担について」事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：資料2「教育・保育施設等の利用者負担」に基づき説明。

○会長：ありがとうございました。これに関し、ご質問ございますでしょうか。

○委員：現行の時間と同じ延長保育が、今度は1時間200円ということで、例えば、今でも20日間利用するような方もいらっしゃるよ。現在は2,500円が上限で利用しやすいのですが、今度は20日に200円を乗じた4,000円を徴収するという形になりますよ。これは保護者の方にそういう説明をされておられるのか、その辺ちょっと聞きたいと思います。これを実施するというのであれば、今までよりも1,500円負担が多くなるというような形になる訳なんですけれども、そこら辺も保護者の説明は市の方ではされているのかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○事務局：保育園の延長保育の利用料の取り扱いについては、現段階では案でありまして、今後、最終的な調整を行い、決まりましたら改めて保護者の皆さんにお知らせできる方法を考えます。その中で、皆さんにご理解をいただけるよう、対応していきたいと考えております。

○委員：十分説明していただかないと、保護者の中にはいろいろなご意見の方もいらっしゃると思いますので、よろしくをお願いします。

○会長：この利用料に限らず、今後いろいろ決まってきたら、それをどう周知していくかということもまたそれはそれで大変だとは思いますが、今の質問のあったところをよろしくお聞きしたいと思います。他にいかがでしょうか。

○委員：標準時間認定は7時15分から6時15分の11時間保育なのですが、例えば、これはあくまで11時間保育というよりも18時15分を過ぎたらもう延長になるのでしょうか。例えば、11時間保育である人によっては、7時半から8時半とか、保育時間は11時間だとは思いますが、そういった方は18時半から延長ではなくて、あくまで18時15分から延長に入るという考え方でよろしいのでしょうか。

○事務局：委員のおっしゃるとおりに取り扱うこととなります。

○委員：今の付随して、質問というより確認だったのですけれども、例えば通常7時15分から開園なのですが、7時15分の段階で利用者がいない場合も、7時15分からカウントするというところでよろしいのでしょうか。保育園の開園時間が7時15分なのですけれども、例えば7時15分の時点では利用者がいない場合でも、あくまで7時15分から6時15分までということで11時間とするのでしょうか。それとも例えば、最初に来る利用者の方が7時半とかでしたら、その15分間がスライドして11時間利用できるという考え方はあるのでしょうか。

○事務局：基本的に、2号、3号の認可保育所等は、施設の設置条例の中で通常の保育時間を設定しております。それに準じて民間保育園さんも取り扱ってもらおうということで、たとえ利用者がいなくても7時15分から開設いただくこととなります。

○委員：先ほどの延長の時間なのですけれども、これはあくまで11時間の場合は6時15分からで、8時間の場合は16時15分からで、この時間は変わらないということでしょうか。

○事務局：今のご質問について、制度上の中で最終的に保育園として運営をいただく際に、新制度に移行する際、確認という手続きをさせていただくこととなります。確認をさせていただく中で、保育園のいわゆる開園時間、保育標準時間としては何時から何時まで、そして保育短時間としては何時から何時までと定めることとなり、認可保育園と地域型保育事業についても同様となっておりますので、基本的にこのお示しさせていただいた時間帯、この時間帯でそれぞれ設定をしていただいた中で運営をしていただくということになるものと考えております。

○会長：他にいかがでしょうか。もし後でまた気がついて、ここを聞きかかったということありましたら、また質問していただければと思います。それでは、次に進んでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○会長：それでは、③の「条例の制定について」事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：資料3「条例の概要」に基づき説明。

○会長：今、条例の内容について説明がありましたが、質問はありませんでしょうか。これは手続上に関する事項で制定しなければいけないものですので、これについてはよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○会長：それでは、次に④「教育・保育施設等及び利用定員数の確認について」事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：資料4「教育・保育施設等及び利用定員数の確認」に基づき説明。

○会長：今の事務局からの説明に対して、質問、何かご意見を含めていかがでしょうか。認可されている施設だけでは定員が足りないけれども、今後事業化される地域型保育事業で、そこで充足できるというご説明もあったかと思いますが、何か質問ありましたら。

○委員：小規模保育のB型とかC型とかという形になっています。この区分の違いを再度説明いただきたいと思います。

○事務局：2ページをご覧くださいと思います。新制度の枠の中で、市の認可事業と書いているとこ

ろで4の保育事業について記載させていただいています。地域型保育事業につきましては小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、この4類型がございます。今ご質問のあった小規模保育につきましては、さらにA型、B型、C型、この3類型に分かれるのですが、ABCの概要としてはまず、職員の資格基準が異なります。A型については全員が保育士であること、B型については半数以上が保育士の資格を持っていること、C型については必ずしも保育士の資格を求めないのですが、市が行う研修など、それを受講した家庭的保育者に従事してもらい、そういった類型で分類されております。また、定員では、小規模C型だけ定員が10名まで、AとBについては19人までの定員となっております。

○委員：資料にある人数、53人、10人、34人という数は、実際、この定員に対してかなり近い申請があるのでしょうか。

○事務局：実際の申請の細かな情報につきましては、次回の会議の中で、認可及び利用定員の確認ということでお示ししたいと考えております。ここに記載している数字は、事前協議いただいている段階での数字ですが、確定数値ではございませんので、あらかじめご了承ください。

○委員：できれば、Aが望ましいと思うのですがけれども、Aの方がまだ協議がないということですね。わかりました。

○会長：今事前協議中というご説明でしたが、かなり具体化に向けてといたしますか、単なる問い合わせということではなくて、やってみたいという形でお話が進んでいると理解してよろしいですね。他にいかがでしょうか。

○委員：この3号認定の不足分はというところで、事業所内保育施設は、一般の保護者であれば入りづらいのではないかとと思うのですが、それを踏まえて34人の定員数は、一般の保護者分と想定しているのでしょうか。

○事務局：施設の34人分の細かな年齢ごとの内訳は今回お示しできないのですが、新制度では地域枠を一部設けるといのが必要要件になっております。例えば、19人の定員であれば、地域枠は5人設けなければいけないなど、利用定員に応じて地域枠を設定する必要があります。就学前のお子さんがいらっしゃる従業員がどの程度いるかによってくるとは思うのですが、申請の中で従業員枠の人数、地域枠の人数が分かりますので、次回、お示ししたいと思います。

○会長：事業所内保育といっても、その従業員だけのための保育施設ではなくて、新制度では地域の方も利用できるようになるとのことで、人数的なところは次回で示していただくということではよろしいですね。他にいかがでしょうか。いろいろ質問が出てくることで、より理解が深まる場所もあると思いますので。

○委員：認可外保育所は、この表には反映していないということではよろしいでしょうか。

○事務局：提供量のところを説明させていただきたいと思いますが、ニーズ量に対して、提供量を整える場合、基本的には施設型給付または地域型保育型給付が給付、公費負担される施設を提供量として計上できるというルールになっておりますので、例えば認可外保育施設が地域型保育事業に移らずに、これまでどおり認可外で運営される場合は、この提供量の中には反映していないことになります。

○会長：この時点での数字なので、今後この地域型保育事業の申請数が増えるということはあるのでしょうか。

○事務局：基本的には、現在認可外保育施設で運営されている事業所で、基準を満たす事業所が新制度に移るものだと考えておりますので、申請数が大幅に増えることは想定していません。

○会長：他にいかがでしょうか。ご質問がないようでしたら、この会議として、先ほど事務局からの説明

にあった数字が妥当といえますか、ニーズ量に対してこれだけ提供できそうですというところを示していただいたということで、これについてはよろしいでしょうか。それでは、最終的には3月の段階で数字的なものはより詳しく出てくるかとは思いますが、おそらく現在のニーズ量と提供予定数を考えると、概ね計画の予定数となるということで、ここで確認をしたということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長：ありがとうございます。これまでの内容でもよろしいのですが、質問をしそびれたとか、確認できなかったことも含めて、何かありますでしょうか。

○委員：もう既に終わったところで申し訳ないのですが、先ほど利用料の負担額のところでご説明があったのですが、札幌市と同等の金額になるとのご説明だったと思うのですが、資料2の1ページで9,100円のところが3,300円、国に比較すると5,800円ほど減額した形でという説明があったと思うのですが、その部分についてなのですけれども、左側に市民税とかと出てきますから、所得に対する比率で金額が決まっていくのに対して、この保育料のところだけが定額で減額するという説明になるので、要するに階層が1から5までありますので、これがパーセントで減額されていくというのが原則ではないかなと思うのですが、そこが一定額の減額ということになると、その減額の額そのものに根拠がなければならぬと思うのですが、その辺の説明はできますでしょうか。

○事務局：先ほどの説明の補足説明をまずさせていただきます。資料2の1ページの1号認定の平成27年度保育料は、江別市内の私立幼稚園の保育料などの平均単価を所得階層ごとに就園奨励費を適用した際に負担水準がどの程度なのか、具体的には1ページのこめ印の2段目に、保育料(月額)には通常の保育料や入園料、施設維持費、暖房費を含めて算定していますと書いてありますけれども、これらの平均額から就園奨励費相当額を差し引いた、実際に保護者の方が負担される額と同水準となるように計算した結果がこの金額になっていることが、まず前提になっています。その上で、説明の中で申し上げたのは、結果的に札幌と同じになったということでございまして、基本的な考え方、計算根拠は今ご説明させていただいたとおりであり、その結果が国の基準額と比較するとマイナス5,800になったということです。

○委員：それで、たまたま札幌市と同額になったということなのですね。

○会長：よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

○委員：今まで例はなかったのですが、短時間という保育利用時間ができたのですが、例えば2時から6時半ぐらいまでの、いろいろパートでも就労形態が複雑になってきていますので、余りないと思いますが、そういう場合の対応はどうでしょうか。例えば16時15分から延長という形になるなら、その取扱いはどうなのかなど。

○事務局：簡単に制度の概要を説明させていただくと、例えばよくある事例としては、シフト制で働く時間がその日によって変わる場合、国がQ&Aを出していて、その就労時間、働く時間の一番早い時間と、それと一番遅い時間、それを見て、どれだけ保育が必要なかを見なさいということを示していたかと思いますが、今おっしゃった時間とそれ以外の時間、実際の就労状況を見ながら、保育標準時間が適切なのか、それとも保育短時間が妥当なのか、評価をしていくということになるのではないかと考えています。

○委員：そういうケースも一応対応していくという考え方でよろしいですね。

○事務局：就労の場合には必ず雇用証明書等を提出いただいて、どのような就労形態なのかも記載されるとと思いますので、それに応じてと考えております。

会長：他にいかがでしょうか。特にご質問、ご意見ありませんでしょうか。もし、ないようでしたら、ご

意見は出尽くしたかなと思いますが、次のその他に進めてよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

3 その他

○会長：それでは、最後に事務局の方から何かありましたら、お願いいたします。

○事務局：本日の会議でご報告させていただきましたとおり、パブリックコメントの結果を受けまして、計画の内容について一部修正を加える予定です。修正後の内容につきましては、次回の会議で委員の皆様にご覧いただき、最終的な計画書として、今年度中に取りまとめたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。そして、次回の会議日程ですが、3月20日の金曜日、今のところ午後3時を予定しております。会場についてはまだ調整がついておりませんので、詳細は後日ご案内したいと思います。

○会長：今、次回の会議の日程、3月20日金曜日午後3時ということでご説明ありましたが、これについて何かご質問ないでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

4 閉会

○会長：それでは、本日予定していました事項はすべて終了いたしました。次回、今年度最後の会議になるかと思いますが、3月20日ということになりましたので、皆さんも本当に大変お忙しい時期かとは思いますが、ぜひまたお集まりいただきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で、第10回子ども・子育て会議を終了いたします。